

(平成25年習志野市議会第1回定例会)

議案第14号

習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例の制定について

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

平成25年3月22日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者	習志野市議会議員	谷 岡 隆
	〃	市 川 寿 子
	〃	宮 内 一 夫

別紙（修正案）

## 別紙（修正案）

習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例に対する修正案

習志野市特定建築行為に係る手続等に関する条例を次のように修正する。

目次中「第13条」を「第12条」に、「第14条―第23条」を「第13条―第22条」に、「第24条―第31条」を「第23条―第30条」に改める。

第5条第1項中「又は建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）」を「、建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号）、習志野市風俗営業等の規制に関する条例（昭和48年条例第19号）又は習志野市旅館営業の規制に関する条例（昭和46年条例第6号）」に改め、「認定」の次に「、同意」を加え、「第8条第3項」を「第7条第3項」に、「第9条第4項」を「第8条第4項」に改め、同条第2項中「第8条第3項」を「第7条第3項」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条第2項中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条から第24条までを1条ずつ繰り上げる。

第25条第1項中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第24条とする。

第26条第1号中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第2号中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第3号中「第9条第1項若しくは第2項」を「第8条第1項若しくは第2項」に改め、同条第4号中「第10条」を「第9条」に改め、同条第5号中「第16条第1項」を「第15条第1項」に、「第20条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第25条とする。

第27条中「第22条」を「第21条」に改め、同条を第26条とする。

第28条第1項第2号中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第27条とし、第29条を第28条とし、第30条を第29条とし、第31条を第30条とする。

附則第2項の見出し中「等」を削り、同項中「次に掲げる条例」を「習志野市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例（平成9年条例第2号）」に改め、同項各号を削る。

附則第4項中「、習志野市旅館業審議会又は習志野市風俗営業等審議会」及び「、習志野市旅館営業の規制に関する条例第7条第2項及び習志野

市風俗営業等の規制に関する条例第11条第2項」を削る。

附則第5項中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改める。

(平成25年習志野市議会第1回定例会)

議案第20号

習志野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び  
習志野市交通安全推進に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及  
び会議規則第17条の規定により提出します。

平成25年3月22日

習志野市議会議長

関 桂 次 様

提出者	習志野市議会議員	谷 岡 隆
	〃	市 川 寿 子
	〃	宮 内 一 夫

別紙 (修正案)

別紙（修正案）

習志野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び習志野市交通安全推進に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

習志野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び習志野市交通安全推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように修正する。

題名を次のように改める。

習志野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（習志野市旅館営業の規制に関する条例の一部改正）

第2条 習志野市旅館営業の規制に関する条例（昭和46年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

（習志野市風俗営業等の規制に関する条例の一部改正）

第3条 習志野市風俗営業等の規制に関する条例（昭和48年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附則第3項中「第2条」を「第4条」に改め、同項を附則第5項とし、附則第2項の次に次の2項を加える。

3 施行日の前日において、第2条の規定による改正前の習志野市旅館営業の規制に関する条例第7条第1項第1号の規定により習志野市旅館業審議会の委員として委嘱されていた者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

4 施行日の前日において、第3条の規定による改正前の習志野市風俗営業等の規制に関する条例第11条第1項第1号の規定により習志野市風俗営業等審議会の委員として委嘱されていた者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。